

京都市告示第 2 1 1 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等を指定しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 6 日

京都市長 門川 大作

(指定する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	柳辻水 5 0 0 2 号	山科区柳辻封シ川町40番地の9地先 山科区柳辻封シ川町40番地の10地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)